

平成 2 3 年度第 3 回
札幌市屋外広告物審議会

会 議 録

日 時：平成 2 3 年 1 1 月 1 7 日（木）1 0 時開会
場 所：札幌市役所 1 8 階 第 4 常任委員会会議室

１．開　　会

○事務局（柳本道路管理課長）　それでは、ただいまより、平成２３年度第３回札幌市屋外広告物審議会を開会いたします。

皆様におかれましては、本日、大変お忙しいところをご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、会長選出まで司会進行を努めさせていただきます建設局総務部道路管理課長の柳本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日の審議会成立についてでございますが、委員の方全員が出席されておりますので、屋外広告物条例施行規則第３０条３項の規定によりまして、本日の審議会は成立していることをご報告いたします。

２．建設局長あいさつ

○事務局（柳本道路管理課長）　それでは、本日の開催に当たりまして、札幌市建設局長の宮浦よりごあいさつを申し上げます。

○宮浦建設局長　ただいまご紹介をいただきました札幌市建設局長の宮浦でございます。よろしくお願いいたします。

屋外広告物審議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今日は、今シーズン初めての本格的な降雪ということで、足元の悪い中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。改めて、日ごろから札幌市政の推進に当たりまして多大なるご協力と貴重なご意見をいただいておりますことに、この場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

既に、皆様のお手元には委嘱状を置かせていただいておりますが、改めて、今月１日付で委員として委嘱をさせていただきました。委員就任に当たりましては、それぞれご快諾をいただきまして、本当にありがとうございました。改めて、お礼を申し上げたいと思います。

さて、屋外広告物審議会ですが、その対象としておりますのは、いわゆる屋外広告物でございます。これは、経済の活性化といいますか、経済的效果をねらってにぎわいのある空間に掲出されるものでございますが、このことは、いわゆる良好な景観形成とどうやってバランスをとっていくか、あるいは、その対象は、広告物だけではなくて、後ほど今日の議題にもございますが、いわゆる芸術作品もその対象になりますので、改めて、その重要性を認識するわけでございます。

そういうこともありまして、実は、当審議会に対しましては、昨年来、札幌駅前通北街区地区の景観保全型広告整備地区の指定に当たりまして、当審議会及び都市景観審議会の両方にご相談をしながら、その地区指定に向けて作業を進めていただいたところでございます。改めて、それにつきましては、今年の１２月から施行ということで、順調に手が進んでいるところでございます。

また、ご承知のとおり、札幌市の駅前通につきましては、地下部分の開通が今年の3月12日ということで、震災の翌日で行っていただきました。地上の整備につきましては、現在、急ピッチで進めているところでございまして、これにつきましては年度内に完成の予定でございまして、その上で、改めて、当審議会にお諮りをしました地区指定の効果といいますか、沿道ビルにおける広告物の指導等の業務が改めて、今後、適切に運用することが必要になってくるというステージに入るものでございます。

本日の審議会でございますが、今年度の第1回目、新たに選任された委員によりまして初めての委員会でございますので、この後、会長並びに副会長の選出を行っていただくこととなります。また、その後には、審議案件としまして、適用除外広告物の認定をお諮りしたいと考えております。本件につきましては、中央区の宮の森地区にすでに掲出されている、屋外広告物というよりも、これは芸術作品でございますが、これにつきまして改めて審議会にお諮りするというところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後になりますが、屋外広告物制度の充実と札幌の魅力ある景観形成のために、改めて皆様方のお力添えをお願いいたしまして、私からの冒頭のあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

○事務局（柳本道路管理課長） さて、今回の審議会は、今月1日付で委員改選を行ってからの初めての会議でございます。本日初めての方も多くいらっしゃると思いますので、議題に入ります前に、各委員から、簡単でよろしいですが、自己紹介をお願いしたいと思います。

私の方から向かって左手の奥のテーブルの飯塚委員から順に反時計回りにお1人ずつ簡単なあいさつをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○飯塚委員 琴似で小さなスペースを運営しております飯塚と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○菊嶋委員 札幌商工会議所の菊嶋と申します。よろしくお願いいたします。

○新田委員 中央区まちづくり協議会の新田と申します。よろしくお願いいたします。

○深澤委員 建築設計を主な生業としております深澤幸子でございます。よろしくお願いいたします。

○吉田委員 札幌市立大学デザイン学部の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○朝倉委員 全日本ネオン協会の北海道支部長と協同組合北海道ネオン電気工業会の会長をしております朝倉と申します。よろしくお願いいたします。

○川亦委員 広告会社の電通北海道で屋外広告物の担当をさせていただいております川亦と申します。よろしくお願いいたします。

○渡部委員 ビート・スタッフの渡部純子と申します。よろしくお願いいたします。

サインのデザイン及び調査などの仕事をしております。

○石川委員 屋外広告物の組合であります協同組合札幌広告美術協会の石川と申します。

屋外広告物に一番関係が深い組合でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 上谷委員 道庁都市計画課の上谷です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 斉藤委員 北海道開発局札幌開発建設部調査官の斉藤です。よろしくお願いいたします。
- 古谷委員 プラス・エスの古谷です。

デザインコーディネートが主な分野です。よろしくお願いいたします。

- 林委員 札幌テレビ放送の林でございます。

個人的には、放送人の会という全国組織の放送の制作現場の人たちの会の幹事をやっております。よろしくお願いいたします。

- 坂井委員 北海道大学建築学科で都市計画を教えております坂井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 大萱委員 デザイン文化研究室という名前の代表をしております大萱でございます。

4年半前までは、札幌市立高等専門学校で教員をしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（柳本道路管理課長） ありがとうございます。

皆様方には、平成25年10月末日まで委員としてお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、本市事務局の職員を紹介させていただきます。

建設局総務部長の木村でございます。

- 事務局（木村総務部長） 総務部長の木村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（柳本道路管理課長） 同じく総務部道路管理課広告物対策担当係長の阿部でございます。

- 事務局（阿部広告物対策担当係長） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局（柳本道路管理課長） 総務部道路管理課広告物対策担当の谷内でございます。

- 事務局（谷内職員） 谷内と申します。よろしくお願いいたします。

- 事務局（柳本道路管理課長） それから、文化芸術を担当する部局の職員ということで、観光文化局文化部長の杉本でございます。

- 事務局（杉本文化部長） 杉本です。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（柳本道路管理課長） 同じく、文化部市民文化課長の小田垣でございます。

- 事務局（小田垣市民文化課長） 小田垣でございます。よろしくお願いいたします。

- 事務局（柳本道路管理課長） どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議及び会議録の公開についてでございます。

札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱及び札幌市情報公開条例の規定に基づきまして、審議については原則公開することとなっておりますので、ご了承願います。

それでは、本日の議題ですが、三つございます。一つ目は、会長・副会長の選任、二つ目は、屋外広告物審議会審査会委員の指名、三つ目は、適用除外広告物の認定についてで

ございます。

３．議 事

○事務局（柳本道路管理課長） それでは、議事に入りたいと思います。

まずは、１番目に、会長及び副会長の選任であります。

札幌市屋外広告物条例施行規則第２９条において、審議会に会長及び副会長各１名を置き、委員の皆様の互選により選出することになっております。

どなたかご推薦、あるいは自薦他薦がございましたらお願いをいたします。

○石川委員 推薦をしてよろしいでしょうか。

会長には大萱委員、副会長は吉田委員にお願いできればと思っておりますが、皆さんいかがでしょうか。

○事務局（柳本道路管理課長） ただいま、会長に大萱委員、副会長に吉田委員というお声でしたが、いかがでございましょうか。

ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（柳本道路管理課長） ありがとうございます。

では、大萱委員に会長、吉田委員に副会長をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、お二人には、会長席、副会長席に移っていただきたいと思えます。

〔会長、副会長は所定の席に着く〕

○事務局（柳本道路管理課長） それでは、会長、副会長、それぞれ一言ごあいさつをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○大萱会長 ただいまご推薦いただきました大萱でございます。

屋外広告物に関しましては、割と長くかかわらせていただいております。そんなことがご縁でこういうことになったと思えます。

以前は、北大の小林先生がこの職を長く務めてくださっていました。私たちは、委員として安心してついていけばよかった状況でした。小林先生のようにリードできないのではないかと感じております。皆様方の活発なご意見をいただいて、そういう中から新しい札幌市における屋外広告物のあり方を、その都度、考えていけたらいいなと思っております。

私自身は、屋外広告物というネーミングがとてもよくないなと以前から感じておりました。こんなことを言っても仕方がないのでしようけれども、いろいろ考えてみると、昔は看板と言っていたわけです。看板という言葉は、見る、見られる板という字です。広告は広く告げるということなのです。これはかなり意味合いが違います。コンセプトとして、一方的に発信するものと見られるという意識を持つことの違いは大きいのではないかと考えています。そこが、看板教授とか看板娘という言葉にもつながってくるのだらうと思うのですが、そんな意味で、もう名前を変えるわけにはいきませんから、そのスピリットを

きちんと踏まえながら進めていけたらなと思っております。

皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

○吉田副会長 副会長を仰せつかりました吉田です。よろしくお願いいたします。

屋外広告物の関係は30年ぐらいかかわりがあるのですが、大きなつながりは持っていないくて、部分的に個別の施設や公園でかかわったという程度でございます。ですから、この審議会の議論に加わるのはまだ尚早だと思いますけれども、今回、大萱会長は、同じ職場の先輩でもありましたので、大萱会長を支えて皆様のご意見を聞きながら勉強させていただきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（柳本道路管理課長） ありがとうございます。

それでは、これからの議事進行につきましては、大萱会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○大萱会長 それでは、ここからは私が議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議題（2）でございますが、屋外広告物審議会審査会委員の指名という議題でございます。

まずは、審査会がどういうものなのかについて、事務局から概要の説明をお願いしたいと思います。

○事務局（阿部広告物対策担当係長） それでは、事務局より、屋外広告物審議会審査会について説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

屋外広告物審議会審査会の設置根拠は、屋外広告物条例第28条第5項にございますように、審議会の所管事項の審議を行うために審議会の中に置くことができると定められております。所管事項は、第5条第2項と第11条第2項第4号にございますように、広告物が条例で定められている基準に適合しない場合などに特例的に掲出を認めるかどうかについて審議を行うことです。屋外広告物条例におきまして、各種広告物の許可基準、いわゆる掲出できる広告物の高さや面積が地域ごとに定められておりますが、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、その基準に適合しない場合であっても審議会の議を経て許可することができるとされております。本来、このような審査は審議会の中ですることになるのですが、その都度、審議会を開催するということになりますと時間を要するということにもなりますので、審議会の中に審査会を設けて、そこで審議できるとされております。

審査会は、条例施行規則第32条第1項にございますように、会長と会長が指名する委員により組織されると定められており、会長から審査会委員を指名していただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○大萱会長 ないようでしたら、私から審査委員の指名をさせていただきたいと思います。

菊嶋委員、坂井委員、深澤委員、朝倉委員、石川委員の5名をご指名させていただきたいと思います。

5名の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○大萱会長 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、議題(3)の適用除外広告物の認定についてでございます。

今日一番の議題になろうかと思います。

ここでは、皆様方からいろいろなご意見をいただきたいと思いますと思っております。

まずは、今回の審議に至った経緯について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(木村総務部長) 総務部長の木村でございます。

私の方からご説明をさせていただきます。

本日、ご協議をいただきます広告物は、今、両側の壁に張っておりますけれども、宮の森ミュージアムの外壁に書かれている壁画でございます。

この説明の前に、関係法令をまとめておりますので、まず、そちらの方からご説明をさせていただきますと思います。

まずは一番上に、屋外広告物法の抜粋を載せさせていただいております。この屋外広告物法の第2条におきまして、屋外広告物が定義されております。この定義と国の解釈によりますと、建物の外壁または塀における絵画の表示は、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として公衆に表示されていると認められることから、屋外広告物と解釈されております。これに基づきまして、今回も建物壁画につきましては、屋外広告物に該当するということで私どもは考えているところでございます。

この法律を受けまして、札幌市では、その下でございますけれども、屋外広告物条例を制定しております。この条例では、「広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない」ということで、許可制を第3条で定めております。

続きまして、許可の基準につきましては、第5条におきまして規則で定めるところで、条例上定められておりまして、これに基づいて規則で定めているところでございます。

また、その次の第6条で、禁止広告物といたしまして、各1項、2項に定めているような著しく破損、老朽化しているようなものを禁止広告物として定めているところでございます。

続きまして、第7条で屋外広告物の表示または設置することができない禁止区域を定めております。この禁止区域に関しまして、第1号でこのような形で定めているところでございます。

続きまして、適用除外の関係でございます。適用除外につきまして、条例第 11 条の第 1 項におきまして適用除外を定めております。ここで、第 1 号、第 2 号を省略しておりますけれども、第 3 号では展覧会等の開催期間中にその会場内に掲示、または設置するものという規定を持っております。また、第 2 項におきましては、第 1 号から第 3 号につきまして、自家用広告物等、具体的な適用除外項目を定めておりますが、この第 1 号から第 3 号に掲げるもののほか、周辺の環境と調和し、その表示が良好な景観または風致を維持するのに特に支障がないと認めるものに関して適用除外ができるという項目を第 4 号として持っております。

こちらの第 11 条で適用除外をした場合につきましては、冒頭に申し上げました第 3 条の許可に関する条項及び第 7 条の禁止区域に関する条項に関しては適用しないということが可能になります。

ただ、仮に適用除外となった場合も、広告物の形態意匠に関しましては、第 16 条に基づきまして、「良好な状態に保持しなければならない」という形で管理義務を設けているところでございます。

本日は、ご審議をいただく上で関連する条文に関しまして抜粋させていただきましたので、その旨をまずご説明させていただきました。

続きまして、今回はギヨム・ボタジ展でございますけれども、9 月 16 日から今月 27 日までを会期としまして、中央区宮の森 2 条 11 丁目の宮の森ミュージアムにおいて行われております。

この開催趣旨としましては、東日本大震災などにより、人々にのしかかった重い空気を払いのけ、地域を明るく元気づけたいというギヨム・ボタジ氏の強い思いから実現したもので、また、この展示の収益は復興支援のための義援金として寄付される予定でございます。

続きまして、今、壁にかかっている建物の壁画についてでございますが、展示場所は宮の森 2 条 11 丁目の宮の森ミュージアムの外壁でございます。展示場所の法規制等につきましては、こちらの地域は風致地区の指定がされております。また、用途としましては近隣商業地域となっております。このことから、宮の森ミュージアムの所在である宮の森 2 条 11 丁目につきましては、先ほどご説明いたしました屋外広告物条例第 7 条のゴシック書きになっておりますが、禁止区域内にあるということになります。

壁画の状態でございますが、両壁の方にも、小さめですが、張らせていただいています。これが壁画のおおむねの全体像でございます。この壁画につきましては、ギヨム・ボタジ展の展示作品として公開制作をされているもので、展示会終了後も引き続き掲示される予定であるということでございます。

この壁画に関しまして、本市の考え方としましては、この壁画が文化事業を通して日本を長期的に復興支援していくことを目的として、フランス大使館が行っております「日本とフランス、共に明日に向かって」という表題をつけたキャンペーンのシンボリックなプロ

ジェクトの一つで行われているということ、また、今回の作品が、先ほども申し上げましたが、震災などにより人々にのしかかった重い空気を払いのけ日本を明るく元気づけたいという思いで描かれたものであるということ、さらにこの作品につきましては、芸術に関する専門機関である美術館が建築物並びに周辺との調和を考慮しつつ作品監修をしており、美術館の建物並びに敷地内の造形物と一体的に都市空間の中に展示されるものであるということから、先ほどご説明させていただきました屋外広告物条例第11条第2項第4号の規定に基づきまして適用除外が適当と考え、このたび審議会にお諮りするものでございます。

ご審議のほどを、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○事務局（柳本道路管理課長） 続きまして、補足として、今の適用する条項の成立の経緯について若干ご説明をさせていただきます。

今、ご説明のありました許可基準の第5条第2項、それから第11条第2項第4号の二つについて、平成11年に屋外広告物条例の全面改正を行った際に盛り込まれたものでございます。このときは、国の方で広告物条例のひな形を大幅に改定いたしまして、新しい考え方を、いろいろなものを持ち込んで規制を緩めるもの、あるいは強めるもの、細かく定めるものをいろいろ組み込んだときの一つでございます。その中には、先ほどもお話がありました景観保全型広告整備地区とか、すすきので見られる広告物活用地区などの新しい考え方を入れております。もう一つは、今までは規制一辺倒だったものを、例えば禁止物件であっても審議会での議を経た上で許可ができるという仕組みをつくったものでございます。今、申し上げました禁止物件の中、あるいは禁止区域の中に、審議会で議論して許可すべきものを決めたのが第5条第2項でございます。この第5条第2項をどうするかということを条例改正の1年前、平成10年に当審議会におきまして何度か議論をしております。その段階で、禁止物件に出されるものを特例で認めることは可能になるのですが、実は、禁止物件以外にも、今の風致地区とか、全く出せない場所の規制を緩めるという考え方はありませんでした。実は議論の中で、その当時は現実にはなかったのですが、例えば禁止物件でよく言われるガスタンクとか煙突があるのですけれども、将来、そういったものに芸術作品を出そう、芸術活動をしようということが出てきたときに、結局、それすらも禁止してしまうことになるだろうということで、当時の審議会では、そういったものでも、特に景観に配慮したものであって、審議会で議論の上で決められるものであれば許可というか適用除外ができるというような考え方を盛り込んでどうかという議論がございまして、その後、何回か議論をしたのですが、それを盛り込むことになりまして、結果として現在の第11条第2項第4号という条項を設けたものでございます。

以上でございます。

○大萱会長 どうもありがとうございました。

委員の皆さんから、今の事務局の説明に関しまして、ご質問等はございますか。

条文上の問題はよろしゅうございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○大萱会長 先ほどご説明がありました壁画の解釈で、関連法令の上のところに、国土交通省の解釈というところに屋外広告物法の注釈がございます。

当初、絵画は広告物の対象にならないのではないかというイメージもあったのですが、国土交通省の解釈では、「建築物の外壁又はへい等における絵画の表示は、通常の場合、絵画の内容とこれを表示する者の事業等との関係の有無にかかわらず、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として『公衆に表示』されていると認められ、かつ、その他の要件(「常時又は一定の期間存続して」、「屋外で」)にも該当すると認められるので、屋外広告物であると解する」となっておりますので、今日の議題として掲げられているわけでございます。

それでは、こういうケースは初めてだと伺っておりますので、委員の皆様から積極的なご意見をいただきたいと思います。ちょうど前回の審議会のときに、その他のところで、飯塚委員からこの件に関してご質問がありました。早速、その後、こういうことが実際の議題として取り上げられて、事務局の方では、札幌市の関係部局と積極的な意見交換を行っていただいたようでございます。

では、飯塚委員から一言ずつ、わかりやすいテーマだと思いますので、忌憚のない意見を言っていただければ結構かと思えます。

○飯塚委員 前回、たまたま、こんなものがあるけれども、これはどうなっているのでしょうかという感じでお話ししました。

この美術館に知人がおりまして、こういうことをやるのだよと以前から聞いていました。スタートのときにも伺って、ボタジさんのお話も伺いました。こんなにもたくさんの方たちが夢を持って応援している事業なのだなと思って楽しみにしておりましたけれども、実際に描かれているところを見に行った感想で、もしこういうものがほかにも次々と出てきたらどんなことになるのだろうかと思いました。アートですから、これは素晴らしいと思っている人にとって素晴らしいものでも、判断する人によっては、この環境の中でこれはいかなものかと思われるものもあるかもしれません。そういう場合どんな対応が可能なのかと思いました。

ですから、このように色々と法令があることを知って、なるほどと思っております。今後、このようなケースがたくさんあるとは思えませんが、あまり規制が強過ぎてもつまらないと思いますし、でも無軌道になっても困るなと思います。

○大萱会長 ありがとうございます。

ただいま、この件と、類似のことが今後いろいろ起きたら大きな問題になるのではないかというご意見がありました。議論の進め方としまして、今後のことに関しましては、別にこの後で取り上げたいと思います。ここでは、宮の森ミュージアムの壁画1点に関して、これが第11条第2項第4号の内容にふさわしいかどうかということについてご意見をい

ただきたいと思います。

すみませんが、どうぞよろしくお願いします。

菊嶋委員、いかがでしょうか。

○菊嶋委員 大変不勉強で申しわけございませんが、これは既にできているのですね。

○大萱会長 まだ完成途上です。

○飯塚委員 一応、2、3日前に完成しました。

○大萱会長 もう完成したのですか。足場も全部とれましたか。

○菊嶋委員 完成していて、今日の議題は、これを認定するかどうかという話ですか。

○大萱会長 この議題としてはそうです。

○菊嶋委員 ということは、これから取りかかって何かということではなくて、もうほとんどできたものについて認定するという後追いなのですか、その辺の理解がわからないのです。

○事務局(木村総務部長) 時期的な面で、前回の審議会の中でご指摘をいただきまして、私どもは事実関係の調査をさせていただきました。そういう中で、今ご説明をさせていただいたとおりの状況にあるということで、今日お諮りをしております。時期的には、本来であればもう少し早目にこういった機会を持つべきだったと思っておりますが、本日、ここまでできておりますけれども、先ほどご説明したとおりのものでもございますので、私どもとしては、第11条第2項第4号の適用がどうかということでお諮りをさせていただいております。そういう意味で、今日ご審議をいただきたいということです。

○大萱会長 ということでございます。

○菊嶋委員 わかりました。

コメントについては、よくわかりませんので、委員の皆さんのいろいろなご意見を聞かせていただきたいと思います。

○大萱会長 では、また後ほどお願いします。

では、新田委員、お願いします。

○新田委員 前回、飯塚委員から質問があって、これをきっかけに壁画が屋外広告物だと認識を新たにしております。そして、私も実物を見に行ったのですが、海外で実績のあるアーティストの方がやっている壁画ということもあり、それから、フランス大使館がやっている復興キャンペーンの一つという趣旨も賛同できます。

そして、アートとしての絵画の質を高いものにするためにと思うのですが、もともとある建物の壁の梁型をなくして壁面をフラットにしています。それから、窓枠のところにももとあったアーチもなくして直線にしています。壁画としてのアートの質を高める努力もかなりされているし、それも効果が出ていると思います。

私としては、適用除外にすることに賛成です。

○大萱会長 深澤委員、続きましてどうぞ。

○深澤委員 私も、実際に現場を見てきました。

今、新田委員がおっしゃったように、でこぼこした外壁を全部フラットにして、この絵画を描きやすくするぐらいの意気込みを、多分、この宮の森美術館並びに協賛のいろいろなところがあったのだなという意気込みは感じました。

実際のこの試作の小さい模型みたいなものが館内にあったのです。それは、色としてはもう少し抑えたダークなものだったのです。もしこれが外にそのまま描かれていたら、こんなにカラフルなものでなくて、この場でとりあげられることにもならなかったのではないかと率直に感じました。というくらい、この建物の壁画はかなりカラフルなのです。風致地区ということもありますが、例えばこれが、できた後の議題ではなくて、屋外広告物になるのだけれども、こういうものを壁画として審議してくださいという場であったならば、多分、私は色のことについては意見を述べたのではないかと思います。

また、見ていたら、ちょうど作者の方がいらして、こっちから見たらもっとすごくよく見えるからこっちへいらっしゃいという形で案内してくれたのです。ですから、ご本人は非常に気に入った作品の仕上がりになっているのだらうと思います。ただ、ここが風致地区で、日本の場合、風致地区は、実際に建物ですと色をアースカラーに抑えなさいとか、屋根の形状は切妻にきなさいとか、いろいろな規制がある場合もあるのです。そういうことを知らないまま描かれてしまった作者の方がちょっと気の毒だなという感じはいたしました。

ただ、実際問題として、こういう形ででき上がっているものに関しては、今、新田委員がおっしゃったように、アートとしてこの場所にあるのですけれども、適用除外がとられていいものであると私は思います。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

続きまして、朝倉委員、どうでしょうか。

○朝倉委員 でき上がったものですから、どうするかは大変難しいですが、今、ありましたように、広告物は、確認申請とか広告申請を事前に役所にお出しするのが常です。ですから、こういうものがあるかどうかは、申請の中でちょっと違うのではないかというふうにはぼ出るのです。

というのは、条例的には、壁面の場合は50平米、もしくは3分の1と条例で決まっています。ですから、多分、それに抵触しているのではないかと思います。ですから、全体の屋外広告物条例の中でそれを認めていくのかということになると、また難しい問題があると思います。

心情的にはいいのではないかと思います。今言った大きさとか、デザインとか——デザインは個人的な感覚ですが、あとは色ですね。赤がちょっと強いのかなと個人的には思います。ですから、事後にこういう話になって、どうするかというのは非常に難しいと思います。心情的にはいいと思うけれども、条例的には違反しています。条例の中で適用除外というのであれば、それは認めても構わないと思います。ただ、ちょっと大き

過ぎるのではないかと思います。それは、宮の森という風致地区の中では、逆に異様かなと感じております。

いずれにしても、関係する工事とかデザイン、設計の方もおられるのか、オーナーさんもあるかもしれませんが、事前にそういう条例があるのだという中で、先に申請なり審査をして役所の方と調整していただきたかったというのが本音です。勝手にと言ったらおかしいけれども、後でとなると本当にまいてしまうので、だれかから私のところもいいのではないかという話が出たときに、どう対応するのかというのが難しいところかと思います。地区的にはいいところにあるので、いいものだろうと思いますけれども、どちらかと会長から言われると、ちょっと迷うところがあります。ただ、条例的には違反です。

○大萱会長 だから、適用除外にしていいかどうかの審議になります。

○朝倉委員 だから、私も迷っているのです。適用除外もあっていいと思いますが、小さくするのか、赤を弱くするのか、個人的には是正してほしいなという気持ちです。

○大萱会長 条件つきということですね。

○朝倉委員 はい。

○大萱会長 川亦委員、いかがですか。

○川亦委員 私も現地まで見に行ったのですが、中の美術展も非常に興味があって見たかったのですが、逆に屋外広告物そのものとしてのあり方はどうなのだろうと、あえて趣旨を伺おうと思ったのですけれども、広告物だけ見て帰ってまいりました。

先ほど、色が派手だ、派手ではないという好みの問題等もあるのは重々承知しているのですが、風致地区で適用除外にするか否かという点では、このケースに関してのみ考えれば、これであれば、まちづくり的な活性化という役割が、趣旨を聞かない場合であってもあり得る屋外広告物だと私は思いました。

まちづくり云々というお話に言及することではないと思いますが、あそこを通ってみて違和感があるかと言ったら、もちろん違和感をお持ちになる方もいらっしゃるかもしれませんが、良心の範囲内で表示されている広告物だと思いました。

それから、今、朝倉委員から手続のお話がありました。確かに、手続的にはご存じなかったのかということはあるのですが、逆に、趣旨に戻ってお話を伺えば、例えばその点については指摘する等、その手続は行政的なことがあるかもしれませんが、指摘をした上でこちらについては適用除外を認めるのが適正ではないかと私は思います。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

続きまして、渡部委員、どうぞ。

○渡部委員 私も、実際に見に行き、完成パーティーも出してみました。この写真で見ると、建物のアップでここだけしか見えないかもしれませんが、私は西28丁目の駅からずっと歩いて、遠くからの見え方も見てみたのです。この前の日曜日の夕方の時点では、気候とか季節とか時間によって色の見え方は大分違ってくると思うのですが、何となく楽しい幼稚園みたいな、あら何だろうという感じで、悪くはないのではないかと私は思いました。

また、塗料ですが、ブログを見ると、フランスから取り寄せている塗料を使っているということです。色も、近くで見ると真っ赤ではなくて、何となくまざった色だし、グラデーションがかかっているような感じです。個人の住宅でこれをやられると困ってしまいますが、特例としては認めていいのではないかと思います。もし、これがだめになったときに、私が美術館とかボタジさんの立場だったら、市が認めてくれたのに、何を今さらだめなのかということになりますし、撤去するためにはまたお金がかかってくるわけです。それは、もちろん美術館が出すはずもないのではないかと思いますのです。

私は、これはよろしいのではないかと考えております。

○大萱会長 ありがとうございます。

続いて、石川委員、お願いします。

○石川委員 当初、この写真を見たときに、正直に言いまして、びっくりしました。これは、屋外広告物ということと、先ほどから話しています芸術性ですね。芸術性のところで話していくと、話が広がってしまって、際限がなくなり、岡本太郎の大阪万博はインパクトがあってということになります。将来的には芸術的に見えるのかもしれないのです。

これを見て、その次に出た言葉は、屋外広告物業界としては歓迎ですよというものです。あそこにもあるではないか、これも芸術だよという話が出たときに、それをどう審議会として押さえていくのか、それを芸術としてみんな認めて、今後、何十件と出るものをオーケーにしていくのか、どこで芸術と芸術でないものの選定をするのかという問題が今後出てくるのではないかと思います。

業界としては、あそこにもあるのだから、このぐらいのものは芸術として認めてもらえるのではないかという話で申請が上がったときに、また審議会を開いてということになって、認めない理由は何かということが出た場合、審議会ではそのルールづけをかなり細かくしておかなければ、今後、大変なことになってくると思います。やはり、この商売を長くやっておりますのでわかるのですが、一つ認めて、一つあれば、それに追随して、あそこでやっていて、何でうちはだめなのかという話は間違いなく出てくると思います。風致地区が一番厳しいところですから、そこでいいのであれば、ほかのところも認めてもらえるのではないかという話は出てくると思います。

ですから、うちの組合というか業界としては歓迎ですが、今、行政と協力し合って景観をどうよくしていくかというところで組合も真剣に取り組んでおります。賛成の方が多いのですが、何と云っていいかというのが正直なところです。業界として見ても、何と云っていいかというところですね。反対もできないし、歓迎もできないということで、無秩序になっていく可能性も出てくるのではないかという気がします。

以上です。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

続きまして、上谷委員、いかがでしょうか。

○上谷委員 道も、やはり同じような条例の形式になっていまして、適用除外があります。

ただ、絵画というものを広告物だと認識している人が非常に少ないので、北海道においても同様な問題が出る可能性があると思いますし、先ほど石川委員が言われたような話もあるので、これからどうしようかなという思いもあります。

ただ、公共性やいろいろな視点がありまして、その辺も踏まえた適用除外なので、適用除外を設定した意義を考えていきたいと思います。

私の方からは、いい、悪いの判断は避けたいと思います。

○大萱会長 続きまして、斉藤委員、どうぞ。

○斉藤委員 私ども道路管理者という立場から申しますと、突き出し看板でもないですし、特に問題ないという考えであります。

ただ、今日来る前に寄って見てきたのですが、すごくインパクトがあった感じがしております。まだ足場は若干残っていた状況ですけれども、見た目はどきっとした感じです。また、昔、あそこは宮の森幼稚園があったはずだと思います。その延長線なのかなという感じで見てまいりました。

個人的には、特に問題ないと思っております。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

続いて、古谷委員、お願いします。

○古谷委員 もう既に大方はほかの委員の方々がおっしゃられました。

単純に、認めるに当たって、特にやむを得ない理由、特に支障がないと認めるという文言ですね。そういうことからいくと、今回は認める方向に行くのだろうというふうに思っております。

ただ、先ほどからもお話が出ていますが、私も現場に行ったときに、もと幼稚園だったことをすぐ思い出しました。もし、高尚な理由がいろいろあって、著名な作家がやったのでなければ、同じような明るさとかインパクトを持つような絵画が幼稚園に施されたときに、こんなにすんなり認められる方向に行くのだろうかという疑問は持ちました。

要するに、絵画としていい、悪いという判断はここでなくてもほかのところで簡単にできることではないと思うのですけれども、持っている力が強い分だけインパクトがあります。そのインパクトのバランスという意味で、インパクトが強過ぎると個人的には感じました。

以上です。

○大萱会長 では、林委員をお願いします。

○林委員 結論から言いますと、私は期間限定の適用除外とすべきだと思います。

なぜ期間限定かというのと、美術展の中にありますように、この第11条第2項にあるような期間中に会場の敷地内に表示、設置するものということと、期間を限定して目的も同展の収益は復興支援のための義援金として寄付される予定であると、つまり展覧会を一つの基軸にしてテーマが決められています。ということは、展覧会が終わった後にどうする

のかということが書かれておりません。

基本的に、ここで語られるべきことは、皆さんいろいろあると思いますが、芸術か、芸術でないかということは語るべきではないと思います。それは、おそらく札幌市教育委員会がいろいろな意味でこれを芸術だと思われていらっしゃるのだろうと思います。私は、芸術として見たら、これは嫌いです。芸術の場合は、そうなります。先ほど委員から色が濃過ぎるのではないかといろいろなことがありました。それは芸術家に対して侵食している行為でありまして、芸術と認めていないということになります。

看板としてどうかという観点で語られていますが、そのとおりだと思います。この場で語られるのはそうだと思いますが、相手方が芸術だと言っている限りにおいては、ここで議論は真っ向からぶつかり合います。あえて、そういうことを持ち込むべきではないと思います。なぜかという、道の方もおっしゃったように、芸術というのは強く物事を言うと、芸術ではない、文化ではない、文化を認めていないという文化論、芸術論に引っ張り込まれてしまうと、冷静にその周囲における住民の感情、あるいは全体のまちとしての景観の感情といったようなものは、また別個のものになると判断されます。風致地区であるということ、そのことをもって住民の感情を重視するということを考えたときに、おそらく宮の森美術館がすべきことは、周囲の住民の方々にそのことを周知し、また賛同を得たということが附帯されて芸術として認められるということが、本来やられるべきことだと思いますので、期間限定において、なおかつ指導的に言えば宮の森美術館さんはこういう種のものをやる際には、基本的には住民の感情に配慮するということですね。

道路を通っている車の方たちまで配慮するのは難しいですから、とにかく住民の方です。この建物に目ん玉があつたらどうなるだろうと思うのです。私は、住民として目ん玉があつて、それでも芸術だと言われて、朝起きると必ず芸術としてにらまれていたら、とてもではないけれども、夜歩くのも怖いと思います。それぐらい、芸術は難しいものだと思いますので、ここで語られるべきことは、そういうことではなくて、限定されるかどうかです。

あるいは、第6条が気になります。もし、これが芸術だとするならば、基本的に一つの固定的な芸術は、色とか、形とかと常に維持していかなければならないという義務があります。それに対して、ちゃんと宮の森美術館の方は保障するということをしているのか、していないのかです。我々は適用除外で芸術として認めましたよと出すのか、出さないのか、それはここで話さないといけません。芸術だから認めたのではなくて、いわゆる適用としては非常に大きなものだけれども、期間限定として、文化に極めて寄与するようなこともあり、東北の支援ということもあるので認めましたよと。先ほど言った広告業の方に影響を与えないような、いわゆる公共的な利益が非常に重んじられてつくられたものだけれども、風致地区ゆえに期間限定にすることで、一般市民も納得するし、広告業界に対しても次に悪影響を与えません。つまり、ここで言われていることも、ここの屋外広告物を何で認めたかという文章は非常に重要になると思います。そういう意味では、僕が委員

の１人として他の人に尋ねられたときに明快に答えられることは、期間限定であるということだと思います。

事後事前というのは、今後の話だと思います。

○大萱会長 どうもありがとうございます。

それでは、坂井委員、お願いいたします。

○坂井委員 今の林委員にほとんど言われてしまいましたが、同意見です。

ただ、期間限定ですが、第１１条第３号でやる、つまり、１１月２７日までにするのか、第１１条第２項第４号で支障ないと認めるが、これこれの日まで、もしくはこのころまでに撤去していただきたいという条件づけをするかは話し合わなければいけないと思いますが、やはり限定ということです。その理由は、今、林委員がおっしゃったのとほとんど同様です。先ほどから、審査しなければポイントが決まっているのは、風致地区というエリアとか、さっきの３分の１とか、量などは決まっているのでばさばさ切れますけれども、ずっと議論になっている芸術とか色はこちらでは決めていないわけです。私は、景観行政もずっと携わらせていただいておりますが、そちらの方では、彩度を決めるとか、芸術性の方にどのくらい踏み込んでいけるかということをやっているのですが、なかなか難しい議論です。そういった審査の基準がない、考えがないところでばさっと切ることではできません。つまり、これはある意味で適用除外にせざるを得ない物件だと思っています。

ただ、今までお話があったようないろいろな理由で期間限定、その期間限定を１１月２７日で終わるのであれば、これも２７日で終わりですと言うのか、今回は復興のこともあるということで少し執行猶予の期間を設けるのか、そういう議論をしていただければと思います。

○大萱会長 ありがとうございます。

吉田副会長、どうぞ。

○吉田副会長 これは、皆様のご意見に大卒賛成で余り言うことはないのですが、細かいことをお話しさせていただくと、第１１条第２項第４号のところで、「審議会の議を経て」の「議」とは一体何かということで、皆さんの意見、議論を闘わせるということだったら、古谷委員も言われたように、特に支障がないということから言えば、特に支障はないです。環境を極端に不調和にするわけでもないし、不良な景観をつくるわけでもないということで、よいのではないかと思います。

ただ、皆様がおっしゃったように、個人的には、緑のコントラストの中でどうかとか、建物だけを見れば明度差がそんなにないと言えないのでいいですが、周りとの環境の中でいろいろあるだろうと感じました。ただ、広告物と景観とどちらで議論するかということですが、広告物ということで一定の観念とかイメージを伝えるということだと、先ほど林委員がおっしゃられたように、ある程度、伝えるものが変わったら広告物でなくなるわけで、今度は景観の話になっていくのではないかと思います。ですから、この場では

ないかもしれません。そういうことで、基本的には賛成です。

もう一言ですが、国交省の解釈が昭和39年に、絵画の表示ということで言われていますけれども、この前と後ろの条文がよくわからないし、その後、どうなったかわからないのですが、現在は、その他の芸術が幅広くあるので、このあたりは、例えば壁画の彫刻的なものも、それを絵画と理解するかどうかということも出てくるので、今後、こういう物件はたくさん出てくるのではないかと思います。

以上です。

○大萱会長 ありがとうございます。

たくさんご意見をいただきました。皆様の意見で、やむを得ない部分もあるけれども、広告物として現在の状況は許可してもよいのではないだろうかということですが、それについていろいろ条件が提案されております。

これは、私も個人的に見に行っていました。前回、飯塚委員からご質問があって、一度見ておきましょうと思って行ってきました。この右側に小川があって、少し空間があって緑があります。それから、左側も写真で見えますが、かなり大きな樹木が壁際に立っています。道路の反対側から見ますと、右手には山並みがずっと見えるのです。手稲に続く山並みですね。山並みのやわらかいフォルムと意外と有機的につながってくるので、そんなに違和感がない感じを持ちました。

それから、当初、写真で見たときは、かなり大きいのかなと思いましたが、そんなに大きな感じはしませんでした。前面道路が大きいせいもあるのですけれども、巨大なというイメージは私自身は余り感じませんでした。

芸術かどうかについてですが、絵画としてはそれなりのレベルで、言ってみればいいレベルにあるかなと感じた次第です。

もちろん、手続的な問題に全く瑕疵がないとは言えないと思いますが、現実論として、この作品を今現在の状況で、この風致地域という環境も含めた中で、適用除外に当たるパブリックアートといえますか、シンボルといえますか、ランドマークといえますか、いろいろな言い方ができると思うのですが、そういうものとしてとりあえずは認めることがいいのではないかと私自身は思いました。

ただ、先ほどもありましたが、このレベルを維持できるかどうかという問題ですね。第6条の禁止広告物の「著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの」とか、管理義務の「良好な状態に保持しなければならない」という条項に違反すれば、当然、その時点で前提条件が崩れてくるわけです。そうすると、その辺のところと期間をどうとらえていくか。

それから、この絵には希望という意味の「H O P E」というタイトルがついているようですが、ボタジさんは、それまでの作品は全部無題だそうです。タイトルをつけないという趣旨だったようです。ところが、この件に関しましては、東日本の震災復興ということもあって、あえてタイトルをつけられたようです。

そういうことや、現実的に札幌市が後援をしているということも含めまして、この問題を扱っていかねばいけないだろうと思います。

期間等につきまして、ご意見、ご質問、あるいは附帯条件がありましたらどうぞ。

○林委員 しつこいですが、これが完成したのはつい最近ですね。けれども、展覧会がオープンしたのは、9月16日です。ということは、これはよく言うパフォーマンスでしょう。

○大萱会長 インスタレーションですね。

○林委員 やっている行為の中の一つとして期間で認めたのか。僕は、教育委員会の方も知っているから、あえて事前に認めたことをどうとは言いませけれども、かわいそうなことに、僕が期間限定と言った日まであと10日しかありません。坂井委員はすごく優しいから、そのことを考えてきっと長く延ばしてやろうとおっしゃったのだと思いますが、僕は申請されたものに判断すべきだと思ったのです。

そうした流れの中から言えば、坂井委員がおっしゃったように、ある程度の相談の上でやらなければ他に対する影響がありますよということは、この審議会で宮の森美術館に言わなければいけないと思います。我々は市の諮問機関ですから、意見としては言わなければいけないと思います。

これは、かけている事業からすると、どうもパーマネントのような気がします。ましてや広告として申請していないわけですから、どう指導していくかがテーマになると僕は思うのです。認める、認めないはありますが、では、市はどう指導していくのか。適用除外になりましたからオーケーですと言うのですけれども、そうすると、広告業の方たちが、あれは適用除外になったよと言ってきたときにどうするか。僕はそこがすごく気になります。ここの審議会がどういうふうに判断したか、おそらく朝倉委員もそこを心配されているのだと思います。

○朝倉委員 先ほど言ったように、やはり条例です。決められたもので守ってやっているということですね。この物件だけ適用除外でも構わないけれども、その整合性が保たれないということだと思うのです。その中でやるのであれば、適用除外で堂々と認めましょうということになるのかと思いますが、そこが、我々の業界としては、私個人かもしれませんが、ひっかかるのですね。

実際の平米数は幾らぐらいありますかということが非常に気になります。中身の芸術性とかポリシーの問題もありますが、まず、そこが気になりますので、そこをどうクリアしていくのかですね。

○飯塚委員 写真の下の方にある岩のようなものも作品なのです。それは、常設展示されているわけですから、でき上がった壁画も美術館としてそこに展示し続けるという意味があると思うのです。

ただ、壁画の場合、これは聞いていないのでわかりませんが、契約で何年間そこに置くとか、それこそ汚れたり色見が変わったりすることを考えれば、一定の期間ということが

あるのかもしれませんが、その辺は美術館に聞いてみなくてはわからないのではないかと思います。どのように考えているのかということをも確認し、広告の世界との整合をとるために、この期間なら認められるということをしり合わせていくしかないと思います。

○大萱会長 事務局の方に、住民の方からの意見なども含めて何か情報はございますか。

○事務局（木村総務部長） 住民の方からは、1件、景観に関してのご意見はございましたけれども、そのほかは特段いただいておりません。そのそばにまちづくりセンターもございますが、そちらの方でも特にご意見はいただいていないと伺っています。

また、期間の件でございますけれども、この展示会は11月27日まででございますが、それ以降も引き続きこの外壁に関しては展示を続けていくとお伺いしているところです。

先ほど申し上げました第11条の項目でございますが、第11条第1項につきましては、こういった開催期間中に限るということであれば、私どもの方で適用除外という判断も可能でございます。先ほどご説明をしたとおり第11条第2項第4号で適用除外をする場合に、屋外広告物審議会の議を経てという定めがございますので、その趣旨で、先ほど冒頭にも申し上げましたとおり、この第11条第2項第4号の適用に関して今日お諮りをさせていただいた次第でございます。

この場合、一番頭にありますとおり、適用除外される項目につきましては、第3条、要するに許可を受けなければならないという規定が適用除外になるということと、第7条の禁止区域の規定が適用除外になるということとでございます。適用除外になったからといっても、第16条の管理義務により良好な状態に保たなければいけないということです。あとは、前に戻りますけれども、第6条にございますとおり、きちんと管理されていないものに関しては、当然、この条例の対象になりますので、仮に現状は適用除外であるという判断をいただいたとしても、この現状が変われば、その段階で屋外広告物条例を適用して指導するということは当然可能でございますので、そういう趣旨での規定でございます。

○大萱会長 それから、広告物の維持管理の届けみたいなものがありますね。

○石川委員 管理者です。

○大萱会長 3年後とか……。

○石川委員 3年とか1年です。

○大萱会長 現在のところ、まだそういうものが出されていないわけですね。

○事務局（柳本道路管理課長） 出ておりません。

○大萱会長 それが出されると、その手続によるのでしょうかけれども、3年ごとに更新になるのですね。

○事務局（柳本道路管理課長） 通常のものであればそうなりますが……。

○大萱会長 それは適用除外にならない。

○事務局（柳本道路管理課長） 今、木村の方からお話ししましたように、適用除外になると、第3条、第7条の両方ともきかなくなりますので、そもそも許可申請の義務がなく

なってしまうのです。通常ですと、仮に、今、申請が出されたら、禁止区域だからだめということになるのですが、適用除外になると、申請を出す行為すら要なくなる状態になります。

○朝倉委員　ですから、お金がかからないということになるのですか。

○事務局（柳本道路管理課長）　お金は別としましても……。

○朝倉委員　それも不公平だなと思うのです。

○大萱会長　条例がそういうことになっているとすればしょうがないです。

○事務局（柳本道路管理課長）　先ほど、余計だったかもしれませんが、平成１１年のときにどうして審議会でこういう条項を入れたのかという中で、当初は第５条第２項のいわゆる面積要件を超えたものを特例で許可するということだけを想定していたのです。審議の中で、それ以外にも芸術性のあるものが出てきたときに対応できるような条例にしたいという当時の審議会の意思がありまして、それを受けて、今の第１１条第２号第４項という規定を設けたわけです。

結局、この条項の頭に前３号に掲げるほかで書いていますので、適用除外の第１号からずっとあるのですが、それはそれぞれ条件づけになっています。それ以外のものということになると、その条件にはまらないものもすべてこの第１１条第２項第４号でやるという法上の形式になっています。ですから、当時の審議会の方々の意識としては、将来、芸術性のあるものが出てきたときに、頭からそれをだめと言うのではなくて、何らかの形で救済できる道をつくっておこうという意味をもってつくられたのだと思います。もう大分昔のことで私たちの代ではないのでわからないのですが、そういうことだと思います。

○坂井委員　市の方にお伺いしたいのですが、私がさっき申し上げたように、第１１条第２項第４号の審議会の議を経て附帯条件をつけることは可能でしょうか。つまり、平成２４年３月３１日までといった期間の条件が可能かどうかによってこれからの議論が変わってくると思うのです。

○事務局（木村総務部長）　こちらに、適用除外の期間を定めるという規定はございません。

○坂井委員　期間というよりは条件づけですね。審議で、今回は適用除外となった、しかしながら、これこれの条件を付す、今回の場合はその条件が期間であるということです。

○事務局（木村総務部長）　例えば、条例上にありますのは、第１６条に管理義務がございますので、きちんとした管理義務を果たしてくださいということは可能です。

○坂井委員　そうしますと、その物が壊れたり退色するのを我々はずっと待っていなければいけないわけですね。

○事務局（木村総務部長）　待っているといいですか、今の現状が変われば全く判断は変わるということでございます。

○大萱会長　今の現状は、このレベルであればよしとしましょう、これが維持できればずっといいということになります。

- 坂井委員 では、私がご提案した期間限定は不可能だということですね。
- 大萱会長 法的にはどうですか。法的にはそういう可能性はないのですね。
- 坂井委員 法的には不可能ということなのですね。
- 朝倉委員 この審議会で決定できるのではないですか。
- 坂井委員 それを聞いたのです。
- 事務局（木村総務部長） 附帯意見として掲示者の方にその旨をお伝えし、協力を依頼することは可能かと思えます。ただ、条例上の規定はございませんので、例えば何らかの強制力をもってやるという形はできないということです。
- 石川委員 お願いではなくて、この審議会でそれができないと認めないということであれば強制力になるのではないですか。違反広告物ですので、消してくださいということとはできないのですか。
- 事務局（木村総務部長） まさにそのとおりです。適用除外をしないということであれば、適用されて違反ですよという形になります。
- 石川委員 附帯条件をつけて、それを向こうでのまないという形になれば、それは審議会として認められないという話ですね。
- 事務局（木村総務部長） その辺は、審議会のご議論かなという気はします。
- 吉田副会長 附帯条件はつけられないということですよと意見しか述べられないということになるので、どちらかというと１かゼロか、イエスかノーかですね。そうすると、今回はこういう意見があって、また似たようなものが出たら意見を申し上げる。今のお話を聞くとそういうことでしょうか。
- 事務局（木村総務部長） 基本的にはそうです。
- 大萱会長 別の見方をすると、ふと思ったのですが、もしも期限をつけることが可能になると、逆に、こういうケースがいっぱい可能になってきます。これは、期限はありません、だけど、大変なお金がかかるかもしれないけれども、この状況をきちんと維持していかないとだめですよと、維持できなくなったら、もうそれでおしまいということになるわけですね。例えば、１年なら１年でいいよということを認めてしまうと、僕としては、ほかのケースがいっぱい出てきそうな感じがします。そういう危険性もあります。
- 林委員 それはしないのではないですか。
- 朝倉委員 芸術という形で論じているわけだから、それはしないのではないですか。普通の広告であれば、初めから違反ですからね。
- 林委員 ここで芸術と語らないということは、量的なことで判断しているところが多いと思うのです。つまり、色とか色合いというあいまいなことではなく、あくまでも量的なことに対する緩和策を我々は議論してきたと思うのです。

芸術の場合は、ここで皆さん議論するときに、すべてにおいて芸術だと認めているわけです。ここは大事なことで、外に出ていくときも問題なのは、皆さんこのものに関しては芸術であるということが前提にまずあるのです。こういう議論をしていると、私どもはメ

ディアをやっていて、間違うと、芸術を芸術と思っていないのだと、例えば規制されると芸術のことをわかっていないのだと言われます。そうではなくて、間違いなく記録として残していただきたいのは、おそらく皆さん全員が、これをある程度の芸術として、芸術の範囲に認めていますということが前提です。

ただし、僕もいろいろなアートのドキュメンタリーをつくってきましたが、芸術は、例えば発表の期間、場所、一番気にしていらっしゃる管理の問題、それから見る人の状況の問題をアーティストはすごく気にするはずで、そのことが基本的に担保されているか、だれがきちんと管理するかということになると、やはり本人の管理しかないわけです。そのときに、期間は非常に有効なのです。ある程度の期間をもって考えませんか。おそらく、建物を維持している人も、壁が壊れたときに、5年も10年もたっていたら、もうそろそろ白に塗ってしまった方が早いと思うわけです。

ただし、それをどう決めるのですか。基本的に、大体は放ったらかしにします。僕らはいろいろなところを見ているけれども、大体そうではないですか。あるところでは、広告ではすごく決められています。これは、すごく不公平感があると思います。その不公平感を何とか理解するのが、ここで認めたという理由になるのではないかなと思うのです。それがないと、おそらく、出ていったときに、僕が今聞いたら、やっちゃったもん勝ちですね。一言、アートだと言いながら、希望でなければ夢とか言ってしまうえば勝ちだと思うわけです。

そうではなくて、アートは教育委員会で決めるのだと思いますが、そのことを決めた上で、規定と広告とのバランスの中でどうするかは、今、ここで語られるべきことかなと思うのです。だから、期間限定とか何かの附帯事項をつけないと、バランスが悪過ぎませんか。

○朝倉委員 昔、千歳の広告塔がたくさんあったときに、道の条例で改正になったのです。そのときは、6年の中で処置しなさい、抵触しないものにつくりかえるか撤去しなさいとなりました。それが決まった段階ですぐに撤去に入りました。ですから、猶予期間は必要ではないかなと思うのです。その中で是正してほしいし、今言ったように退色なり剥離なりがしてくるのかなという気がします。そういう附帯条件が一つぐらいはきちんとしておかないと、今言ったように、やり得みたいな形で不公平感がすごく出てくるのではないかなと思います。

○大萱会長 だから、第16条の状況を満足できるかどうか、これが満足できなくなれば、おのずとだめになります。

実は、期間をデジタルにその都度決めていくのもかなり難しい話です。例えば、何を根拠に1年で切るのか、2年で切るのか、3カ月で切るのか、1カ月で切るのか。

○林委員 アーティスト契約があるのではないですか。ご存じだと思いますけれども、色の経過が変わったときに3年ごとに変えるとかね。このタイプの人、私は嫌いですが、おそらくこういう話をしたら、喜んで色を変えたいと思います。実際に深澤委員がおっしゃったように、色が少し変わってくるわけですから、その中でいろいろなアイデアがあって、

色をまた変えてくる可能性があるのです。そういう意味でも注意深く見なければいけないと思います。今の色はいいですよとみんな見ているけれども、この種のタイプのアーティストは、僕らはよくだまされるのですが、色を変えるわけです。色が変わったときに、この色でいいねと決めたものはどうするのだという話です。

だから、そのためにアーティスト契約をきちんとされた宮の森美術館さんか、それともアートと認めた教育委員会さんか、そもそも申請がないわけですからここで審議していること自体もおかしいわけです。そういう意味では、きちんと手続きできるようにだれが管理するかということですね。それさえはっきりすればいいのではないですか。今、第16条にこだわるのだったら、だれが管理するかは宮の森美術館さんが管理するのはやり得ですけども、だれが申請もしないものを管理するのか。

○大萱会長 それは、持ち主ではないですか。宮の森美術館さんでしょう。

○深澤委員 今、期間限定のことから、林委員がおっしゃってくれたように、アートとして認めた上での話ですけども、議論するには情報は少な過ぎるということがあります。

先ほど飯塚委員がおっしゃったのですけれども、これをこの後どういうふうにするのか。今、私たちが下に石もあるからパーマメントで展示するのではないかと云々、でも、もしかしたら違うかもしれない。では、違ったときに、今、議論をしていることがむだになってしまうのです。そう言いつつ、また憶測の話をして申しわけないのですが、彼はフランスの2カ所ぐらいにかなり大きな作品を10年前につくっているのです。それが今どうなっているのか知りたいです。それを、この後、ボタジさんがどうするのかを知りたいです。

今、宮の森美術館としては、この壁画を期間が終わった後もこのまま展示したいのだろうと思うのです。どこまで引き延ばしてしたいのか、ボタジさんに修理をしてもらいながら展示するのか、それとも、ボタジさんのほかに2人ぐらい助っ人がいましたので、彼らがボタジさんの指示を待って修理をするのか、そこら辺の意向がわからないとこれ以上話していても、最終的に会長が困って意見をまとめられないのではないかなと思うのです。

○吉田副会長 事務の方にお聞きしたいと思います。

屋外広告物条例の中に、先ほどからアートの議論とか芸術の議論があるのですけれども、この言葉はどこかに書かれているのですか。つまり、絵画が屋外広告物であるという定義は建設省からいただいていますけれども、条例の中にはアートの質について書かれていないのだったら、今日は単純に屋外広告物の話をしているということになるのではと思います。その品質がどうだということよりは特に屋外広告物として支障がないかどうかという議論だけでは思ったのですが。もしどこかにアートのことや芸術が扱われているのだったらいいかなと思ったのですが。

○事務局（木村総務部長） あくまでも、屋外広告物という概念での条例でございますので、例えば屋外広告物と芸術作品はどう定義するかというものは含んでございません。それは、あくまでも屋外広告物としてどうかと。

○吉田副会長 今、アートが屋外広告物である、ですからアートでなくて屋外広告物が支

障があるかどうかという議論ですから、芸術についてどうだこうだという話は、多分、この条例の議論から抜けるのではないかと思ったのです。

○事務局（木村総務部長） 屋外広告物として規制すべきかどうかというところで、先ほど柳本の方からも第11条第2項第4号の制定経過のご説明をさせていただきましたけれども、そのくくりだけでは整理できないものが出てくるだろうということで規定をされたのが、第11号第2項第4号でございます。

○吉田副会長 それで、今、意見を述べる際に、先方にとってみれば芸術の話というよりは屋外広告物として特に支障がないと言ってきたら、それ以上の意見はどういう形で出すべきなのか、私はよくわかりません。

○大萱会長 条文でしか判断できないのですが、附帯事項という条件をつけるのはちょっとなじまないかと思います。やはり、意見として、こういう意見が審議会では出ていますということはお伝えすることはできるけれども、非公式になるのでしょうか。

○事務局（木村総務部長） 意見としては管理者に対してお伝えできます。

○朝倉委員 先ほど深澤委員が言ったように、行政の方でそういう制度をきちんとお話ししたらどうですか。要するに、事前にお話とか相談はあったのですか。

○事務局（木村総務部長） 私どもは、こういう申請等は直接受けておりませんが、会期以降も展示がされるというお話は伺っておりますので、それで、今日こういった形でお諮りをした次第でございます。最後はどうかに関しては、詳しく確認はしておりませんが、少なくとも展示会が終わる以降、この条文からいいますと、何らかの決定をしなければいけないという判断のもとに、急遽、審議会を開かせていただいたのが現状です。

○林委員 僕は、これを認めているのです。だから、誤解されるといけないのは、これは皆さん認めているのです。議論は対抗していません。ただ、問題は、今後、こういう問題があったときという、今後の話をしているわけではないのですが、これは議論しましたけれども、申請もされていないのです。そうすると、私たちが認めましたからそれでいいですよという話になります。

ただし、逆に広告の方がおっしゃったように、広告業界の方は、では、あれはいいのだとしたときに拡大解釈するわけです。非常に厳しい制限の中で広告を出されたり、広告業を営んでいる人たちにとってみれば、アートであれば認めるのかというのがありますが、先ほどから言っているように、ここにアートの議論はないわけです。

アートはどこかが決める。問題は、例えばアートとして認めて、それはいいだろうとした方はだれかということ、それは宮の森美術館ではないわけです。なぜかということ、宮の森美術館の人たちがアートだと言うのは当たり前です。そうしたら、だれでも認めます。僕だって、あしたからアートだと言います。アーティストは、自分がアートだと言ったらアートなのです。それは世界じゅう認められていることです。しかし、そうではなくて、まちという調和とか環境とか景観をここで議論されているわけですから、当然、そこで話されていることを、たとえ美術館であっても示すのが市の姿勢だと思います。それが、いろ

いろなまちを形づくっていきます。それは、美術館や建築家やデザイナーがつくったのではなくて、市役所がつくったのです。行政がそういうまちをつくったのです。それにお手伝いしたのです。そういう意味で言うと、行政の方がきちんと管理するということを附帯事項として、もしあるのだったら、そうするのだったら、みんな異論はないと思うのです。

深澤委員がおっしゃったのもそうだと思うのです。情報を持って、いろいろな形でこの管理をする、では、どうするのだということを見ます。そのかわり、規制をどうするかということは、宮の森の方と深く話さなければいけないと思うのです。おそらく、住民が反対だと言われたら、これは市に来るわけです。結局、こういうことをやると認めることによって責任を持たなければならないのは市です。僕たちは、市を応援する立場でここに集まっているはずで、すから、別段、市を攻撃するために話しているのではなくて、市を心配しているのです。もしそうなったときに、広告業の人が不公平感を言い出す、あるいはだれかがやり始める、同じことの議論をしたときに、同じことが何回も出てきます。会長は優しい人だから、それはそうですよと認めるけれども、だれが管理するかということを確認しておかなければいけないと思います。それが、まちづくりにつながっていくのではないかと思います。

○事務局（木村総務部長） 当然ながら、これを掲示している宮の森美術館に対して、私どもはこの条例に基づいて、適正な管理をしてくださいという指導をします。その適正な管理がされるかどうかを、常時、私どもの責任として監視していかなければいけないという役割は担っております。それは、全く変わるものではございません。

○事務局（宮浦建設局長） 林委員がおっしゃっている管理の意味は、実態の物の管理という意味ではなくて、いわばコントロール、チェックという意味での管理であって、それは行政以外にはできませんので、例えば、今の第6条なり第16条なりについては、行政側がやるのは間違いのないと思います。

ですから、その辺で言えば、まさに期間の問題がさっきありましたが、どういう取り扱いになるのか。確かに、条例上の強制力を持った条件ではないにしても、行政側が適用除外を続けることのチェックを何らかの形でこの条文の中でできないかについては、技術的に可能なかどうか、行政上の強制力は持てないにしても、実態的に行政側が3年とか5年とか10年かわかりませんが、行って調べた結果として、「適切な管理されなければ、もう適用除外は解除されます。さて、どうしますか？」という機会を行政側のアクションで持つべきだという意味だとすれば、それが技術的に可能かどうかの検討はさせていただくことになります。

○大萱会長 行政指導みたいな形ですね。

○林委員 だから、行政が毎日監視する必要はないと思うのです。ただ、行政の仕事のしやすさの中で、3年とか、2年とか、住民感情とか、さまざまな中でチームがあると思うのです。それでもいいと思うのです。そうすると、我々も少し納得しますね。

○事務局（木村総務部長） 私どもで適切に管理をしていくということは、この条例に基

づいて当然やらないとならないことになっています。今後、この壁画の状況については、常時といいますか、定期的に監視をしながら、先ほども申し上げましたけれども、現状が維持できていないという状態になれば、当然、この条例を適用して指導するということを考えなければならないです。

○事務局（宮浦建設局長） 本質的に、芸術作品としての質の議論は我々もできないものですから、屋外広告物として取り扱うとしたら、すべからく期間がすべてうたわれることになっています。芸術作品であれば期間という概念はないかもしれませんが、我々は、芸術作品として取り扱いたいというよりも、究極的には広告物として取り扱う上での最低限の対応を、要するに適用除外は今回初めてのケースですが、何らかの形が可能なのかどうかを検討させていただきたいと思います。

その上で、基本的に承認されとなった場合に、どんな条件になるのかについては、こうやって審議会を開いていただくのがいいのか、あるいは先ほど選んでいただいた審査会においてもその議論ができますので、継続的にそういうことについて対応していくことも可能かと思っています。

○深澤委員 今回、これが初めてのケースだとおっしゃったのですが、もし、これが始まる前だったら、つまり、時系列を戻して一番望ましかった形は、やはり宮の森美術館の方からこちらに、こういう形で壁画を描きたい、多分、これは広告物に当たると思うので、何かいい知恵はないだろうかということをまず相談されるのが一番よかったのですね。その時点で、適用除外ということがありますので、審査会で協議をしてみましょう、それでこういう場が開かれるというのが一番望ましかったわけですね。

それで、審査会ですけれども、私もこの審議会は長くて、審査会の委員をやっています、2度ぐらい個別の案件を審査しています。そのときに、こういう形にしてくださいというお願い事はできるのです。ですから、先ほど、林委員と坂井委員の方からありました期間を限定するとか、第16条の文言にもうちょっと具体的に、作者によって修理補修をするというお願い事を入れるということは可能ではないでしょうか。法律だからだめだというお話もあったのですが、可能だと思うのです。

○事務局（宮浦建設局長） 条例を変えることによって可能な部分がありますが、この条例で強制力を発生させることは今の段階ではできないです。

○深澤委員 強制力はなくても、補足することはできるわけですね。

○事務局（宮浦建設局長） それは可能です。

○事務局（木村総務部長） 附帯意見として伝えることは可能です。

今、委員がおっしゃったのは、第5条の特例許可の話になりますので、許可を前提とした特例という形での期限を切ったりする、それは条項にきちんとあるのです。今、お話をしているのは、特例許可ではなくて、第11条第2項第4号の適用除外という許可の部分を除外するという……。

○深澤委員 適用除外で許可をするけれども……。

- 事務局（木村総務部長） 適用除外で、許可の対象にならないということになります。
- 大萱会長 今やっていることは、今までつくってきている条件を全部外してもいいという内容です。
- 深澤委員 外してもいいというところで切って、プラスすることは決して不可能ではないと思います。不可能だという雰囲気が……。
- 吉田副会長 条文の解釈については、市役所の方が言われたとおりだと思うのです。ですから、そこで芸術、非芸術でどうというより、そのとおりだなというのが私の意見です。
- もう一つは、話し合いの部分があります。私も景観アドバイザーをやっておりますけれども、それは何の効力もないが、今回の審議会の意見もありますね。そういうもので事前にとか、相手もそうですが、一般の方々にわかるように伝えることはとても大事だと思います。そうしないと、1回通ったからという話が伝わって、次から次へと来たときに波及効果は大きいですからね。ですから、一方では先ほど申し上げたとおりですが、もう一方では、審議会の意見とか見識を何らかの形で先方にお伝えするとか、それから、手続は大変かもしれませんが、審査会にかけて、そこで先方と話し合いをしてもらおうということも考えられます。そういう話し合いのプロセスを何らかの形で持った方がいいし、それが一般の市民の方にも、審議会でこういうものがあったということがわかるようになればもっとよいと思います。
- 古谷委員 大変基本的な質問で恥ずかしいのですが、この適用除外にしてほしいという要望はどこから上がってきたものですか。
- 事務局（木村総務部長） これは、札幌市としてその方向が適当であると判断して審議会にお諮りさせていただいたということでございます。
- 古谷委員 札幌市からということによろしいのですか。
- 事務局（木村総務部長） この条文のとおりでございます。
- 古谷委員 というのは、今現時点では、展覧会を開催中ですから、第11条第1項第3号について一切問題はないわけです。ただ、この展覧会が終わった後にどうなるか。
- 朝倉委員 今は無届けです。
- 坂井委員 無届けですから、第1項第3号にもなっていないです。第1項第3号にする可能性も残っているのです。
- 古谷委員 適用されないものも、すべて申請するということですか。
- 事務局（宮浦建設局長） まず、適用除外だという判断がまだなされていません。
- 朝倉委員 まだしていないですから、普通の広告であれば、今の条例の中できちんと申請しなければならないということです。それがなされていないということです。
- 古谷委員 でも、申請すると、それはだめですということになるのですね。
- 朝倉委員 だめだとなりますね。
- 古谷委員 ですから、今回は明確ですが、別の適用除外のところは、どういう流れで…
…。

○朝倉委員 普通は、適用除外はそんなにないです。条例が基本ですからね。

○古谷委員 いろいろなやり方がよくわからないのです。どっちが先なのかがよく見えな
いのです。

○事務局（木村総務部長） 今回は、特殊な状況になっているということもありますので、
先ほど委員長の方から、今後の取り扱いについては改めてということでしたけれども、よ
ろしければ……。

○事務局（柳本道路管理課長） ご説明させていただいてよろしいでしょうか。

一応、今回のことは初めてのケースで、我々も委員の皆さんがご心配されているように、
今後、同様のものが出てきたらどうするかということがありますので、まだ完全に整理は
終わっておりませんが、基本的な考え方だけご説明させていただきます。

まず、私どもは広告物という扱いをしています。こういう掲出物件をどのように最初
に認知するかというところからスタートで考えます。一つ目は、掲出者本人が出したいと
いうことで来た場合です。二つ目は、掲出者が、私どもではなく文化のセクションの方に、
出したいのだけれども、札幌市でこれを支援してもらえないだろうかという話がある場合
です。三つ目は、市役所には全く何のアクションもなく、突然、壁に絵があらわれて、そ
れを発見した場合です。こういう三つのケースが考えられます。いずれのケースも、相談
に来た場合も、発見した場合も、まずは私どもの屋外広告物を所管しているセクションが、
それを絵画かどうかの判断を一旦したいと思います。

その判断の中には、まず一つは、壁の模様だという判断もあり得ると思います。それか
ら、どこか会社の名前が入っていて明らかに通常の広告物だという場合があります。そ
れ以外であれば、おそらく絵画であろうということになると思います。考えられるのは、
その三つぐらいです。模様であれば、広告物ではありませんので、規制対象になりません。
それから、一般の何とか会社という表示がされていれば広告物なので、禁止地区や禁止物
件に出されたら、それはだめですと指導します。残る絵画の場合ですが、札幌市も、先ほ
ど説明させていただきましたけれども、文化芸術活動に市としていろいろ支援をしていて、
今までも力を入れてきています。そういう観点から、絵画であった場合に、札幌市が支援
すべきものかどうかを市役所の内部で検討したいと思います。それは、私どもやいろい
ろな部局が関係してくるのですが、オール市役所としてそれを支援すべきものかという一旦
の判断をして、その上で、適用除外という方法でこの芸術作品を支援すべきだと札幌市
の中で判断した場合に、それを屋外広告物審議会に、札幌市はこういう形で判断しました、
適用除外としたいと考えておりますので、ご審議くださいということで諮問をします。そ
ういう流れで今後は整理をしていきたいと思います。

今回は逆にありますが、オール札幌市がこの芸術作品を支援すべきだと思を決め
て審議会に諮って、審議会の方で仮にいいでしょうという話になった場合に初めて、具体
的な支援をしていく、あるいは広告物の適用除外をする。今はそういう流れで考えていま
す。細かい点は、時間がなくて未整理ですが、基本的にはそんなふうに考えています。

○坂井委員 一つだけよろしいですか。

今のプロセスはよくわかったのですが、一つだけ気になるところは、絵画の定義です。2点おっしゃっていましたが、壁の模様と広告がないという2点だけでは非常に危険だと思いますので、ここについてもう少し考えていただければと思います。

つまり、壁の模様とした点でまた議論が分かりますので、アートはその場所に唯一だということでやっていただいて、その定義をもう少しきっちり詰めていただければと思います。

○事務局（柳本道路管理課長） わかりました。

○大萱会長 まだ生煮えの状態で、これから詰めていってくれると思います。

今、課長の方から説明がありましたように、今後のことに関しましては、かなりハードルが高い手順をきちんとつくっていきましょうということです。それは当然ではないかと思います。

そして、今回の件に関しましては、条文をベースにしながら考えますと、本件壁画につきましては、条例第11条第2項第4号に規定する「周囲の環境と調和し、その表示が良好な景観又は風致を維持する上で特に支障がない」適用除外広告物として認めるものとする。ただし、条件がつきます。認定に当たっては、経年劣化による塗料の退色等により良好な景観又は風致を損ねることのないよう、条例第16条に基づき、今後、適正な維持管理を行うことを条件とするということによろしいでしょうか。

ここにはデジタルな数字は入りませんが、事務局の方としても今回の件に関して、今日いただきましたご意見をベースにしながら行政技術上のことを考えてくれると思いますので、その辺のところはよく研究していただきたいと思います。

ということで、時間もなくなってきましたので、いかがでしょうか。今回のところはよいというご結論、ご賛同をいただきたいと思います。

（「異議なし」と発言する者あり）

○大萱会長 ありがとうございます。

それでは、今後の対応について、事務局にはご検討のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

今後の件につきましては、先ほど概論が出ましたけれども、委員の方々のご意見を伺いながら、事務局の方にも伝わっていると思いますので、今日いただいたご意見を検討しながら今後の検討をよろしくお願いいたします。

それでは、進行をお返しいたします。

4．閉 会

○事務局（柳本道路管理課長） 本日は、急な会合にもかかわらず、皆さん出席していただきまして、また熱心にご審議をいただきまして、大変ありがとうございます。

以上をもちまして、平成23年度第3回屋外広告物審議会を終了させていただきます。

本日は、適用除外広告の認定につきまして、貴重なご意見、ご助言等をいただきまして、本当にありがとうございました。

以 上